

初めての輸出管理（大学編）

—「大学・研究機関向けQ&A」「貨物・技術の合体マトリックス」の活用で効率的な管理—

CISTEC 総務企画部長 **田仲 信夫**

CISTEC 輸出管理アドバイザー **森本 正崇**

大学における安全保障輸出管理（以下、単に“輸出管理”という。）については、平成18年3月に、文部科学事務次官名の通達で大学・公的研究機関に対して、輸出管理体制の強化に関する依頼が行われたのをはじめ、平成19年には政府において決定された知的財産推進計画においても、大学における輸出管理の強化の必要性が盛り込まれるなど、これまで繰り返し要請されてきました。

また、平成21年には外為法が改正され、大学や研究機関においても輸出者等遵守基準に基づいて管理することが義務付けられました。

一方、大学においては、これまで輸出管理に取り組んでこなかったため、以上のような状況を受けて、学内の輸出管理規則を制定したり、制度が複雑であるなどの理由から企業で輸出管理を担当した人材を確保したり、と工夫しながら、或いは、苦労しながら輸出管理に取り組んでいるのが実態ではないかと思えます。

経済産業省も、以上の状況を踏まえて、大学や研究機関において輸出管理を実施するにはまず制度の周知が重要であると考え、全47都道府県で計100回を超える説明会を開催したり、「安全保障貿易に関する機微技術ガイダンス」を公表するなど努力をしてきました。

この間、大学における輸出管理の問題は、NPO法人産学連携学会／一般社団法人知財学会、一般社団法人国立大学協会などにおいても、それぞれ議論・検討が行われ、結果として要望書や提言が経済産業省（の担当窓口）に提出されました。これを受けて、経済産業省HPのQ&Aなどを通じて、規定の明確化などが行われましたが、大きな進展がない

まま、大学では手探り状態の輸出管理が続いていました。

こうした状態を打破すべく、CISTECをはじめ、NPO法人産学連携学会、一般社団法人知財学会を含む6団体から、経済産業省、文部科学省、外務省の3省に対して「大学に係る安全保障輸出管理行政に関する包括的改善要望書」を昨年6月に提出し、これに答える形で、経済産業省は、昨年11月に「大学・研究機関向けQ&A」を同省HPに掲載するとともに、「貨物・技術の合体マトリックス」もHPに掲載しました。

包括的改善要望書と「大学・研究機関向けQ&A」「貨物・技術の合体マトリックス」の関係については、CISTECジャーナルNo.155（2015.1）の中で紹介させていただきましたが、文部科学省においても、大学の輸出管理を側面的に支援するため、輸出管理担当窓口の設置状況や、輸出管理も含めた産学官連携リスクマネジメントモデル事業の実施が検討されるなど、大学にとっては、輸出管理に取り組むことが喫緊の課題となっています。

そこで、より実務に直結した形で、「大学・研究機関向けQ&A」「貨物・技術の合体マトリックス」がどのような意味を持つのか、改めて誌上対話形式で分かりやすくご紹介したいと思います。

輸出管理を分かりやすく説明するために、以下のよう設定としました。

Qさん → ○○○大学に勤務しており、今度の人事異動で「輸出管理」を担当する部署に異動することになりました。しかもQさんはこれまで「輸出管理」という言葉を聞いたこともありませんし、どのような

仕事をするのか不安です。

Aさん → 「輸出管理」を担当したことがある有識者

QさんとAさん対話形式で説明します。

安全保障輸出管理（輸出管理）の入口

—規制される行為と研究活動

Q1：私は今度の異動で「輸出管理」を担当することになりました。Aさんは、以前「輸出管理」を担当していたことがあると聞いたのですが、「輸出管理」ってなんですか？

A1：「輸出管理」は、我が国を含む国際社会の平和や安全の維持を目的とした輸出管理のことです。

貿易、つまり、貨物（機械類や材料など）の輸出や技術の提供などの対外取引は原則として自由ですが、国際社会の平和や安全の維持の観点から、取引に当たって事前に許可が求められる場合があります。具体的には、一定のスペックを満たす貨物を輸出しようとする場合や、一定の技術・プログラムを提供しようとする場合には、許可申請手続きが必要になる、というもので、外為法（外国為替及び外国貿易法）によって規制されています。

Q2：なるほど。でも、このような規制は、貿易に関係する企業の話であって、大学には関係ないと思うのですが……。

A2：そうでもないんです。多くの大学では、留学生の受け入れを行っていますから、海外から留学生を受け入れて技術情報を提供する場合や、研究のために貨物を海外に送る（輸出する）場合がありますが、これらの中には手続きが必要になるもの、つまり、許可申請を行わなければならない場合があります。

Q3：でも、先生方は留学生に技術情報なんて提供しているんですか。一緒に研究をしたり、研究指導をしているだけで、技術情報を提供するということになるんですか。

A3：はい。その場合でも、外為法で規制される「技術の提供」に当たります。「技術」とは、モノ

（貨物）の設計や製造、使用に関する情報のことをいいます。研究内容が何かの設計や製造技術に関することは珍しくありませんよね（使用に関する情報については後述（Q24以下参照））。そのため、先生方が研究指導をする過程で、あるモノに関する設計技術や製造技術などを指導する（＝留学生にそうした情報を提供する）ことで、技術を提供したことになります。ですから、研究内容が外為法において規制対象とされる技術であるかどうかのチェックが必要になるわけです。

Q4：それから、貨物を海外に送ったり、持ち出したりすることが輸出なのですか。先生方の場合、研究で必要な場合や、研究成果を披露するために海外に持参するだけで、誰かに渡すのではなく、後で持って帰ってくるのが普通ですが、それでも輸出に当たるのでしょうか。

A4：外為法では、貨物（モノ）を国外に出すこと自体が、「貨物の輸出」とされているので、持参するかどうか、後で持って帰ってくるかどうかは関係なく、日本から国外に持ち出せば規制対象の行為（「貨物の輸出」）です。

ですから、海外に送る（持参する）前に許可が必要なものであるかどうかのチェックが必要になります。

Q5：う～ん、難しそうですね。でも、今の説明から、大学においても、「貨物の輸出」と「技術の提供」という2つがあるので、輸出管理を行わなければならないということですね？

A5：その通りです。また、平成21年に外為法が改正されて、経済産業大臣が定めた「輸出者等遵守基準」に基づいた輸出管理を行うことが義務づけられました。Qさんがいる〇〇〇大学は、工学部などの学部を持つ総合大学ですから、例えば、管理規程を定め、規程に基づいた手続きを定めるといった形で「輸出者等遵守基準」に基づいた管理を行うことが義務付けられているということです。

Q6：「輸出者等遵守基準」って、一体、何をしなければいけないのですか？



A 6：簡単にいうと、輸出管理に関する業務の責任者を定めて、組織的に輸出管理業務を行うために体制の整備と、個別の案件で許可の要否の確認を行い、必要があれば許可申請手続きを行う管理が必要になるということです。規程を定めて行うのが一般的です。

Q 7：そういえば、一昨年、「〇〇〇大学輸出管理規程」ができたと聞いた記憶があります。しかし、実際に規程を使って輸出管理を行ったことがあるという話を聞いたことがありません。具体的な手続などが周知されている気配もありませんし・・・。

A 7：Qさんの大学がどのような状況なのか分かりませんが、もし本当に規程はあっても運用する体制ができていないとすれば大問題です。「規程があるのに規程通りにやっていない」というのは、「輸出者等遵守基準」を守っていないこととなりますので、経済産業省から指導や助言が来ることがあります。この「指導や助言」は、単なるアドバイスかと思ったら大間違いで、外為法上の根拠を持った行為で、従わない場合には刑事罰まで担保されています。規程を作ること自体が目的なのではなく、規程にしたがった運用をすることが求められていますし、それこそが「輸出者等遵守基準」の趣旨だと思います。

(該非判定—基礎編)

Q 8：ところで、先ほどの話の「貨物の輸出」と「技術の提供」で、輸出や提供をする場合に、許可が必要かどうかはどのように判断するのでしょうか。

A 8：分かりました。では、まず、先ほど「一定の範囲」の貨物と技術が規制の対象になっていると言いましたが、どのような貨物と技術が規制の対象となっているのか説明します。

規制は、外為法（外国貿易及び外国貿易法）によって行われていると言いましたが、具体的にどのような貨物が規制されているかは輸出令（輸出貿易管理令）別表第1に、どのような技術が規制されているかは外為令（外国為替令）

別表に規定されています。また、これら貨物・技術の詳細は貨物等省令*の中に規定されています。

(注) 貨物等省令は、正式には「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表に基づき貨物又は技術を定める省令」といいます。また、「外為法」のように、輸出貿易管理令は「輸出令」、外国為替令は「外為令」と略されます。

このうち、輸出令別表第1と外為令別表の1から15の項に列挙されているもの（正確には列挙されているもののうち、貨物等省令で規定されるような仕様のもの）を「リスト規制」に該当する貨物や技術と言います。また、「リスト規制」に列挙されている貨物や技術に当たるものであるかどうかを判定するプロセスのことを「該非判定」と言っています。リスト規制に該当する貨物や技術は原則として許可が必要ですので、輸出や提供に当たっては注意が必要です。なお、それぞれの別表の最後の項である16の項は「キャッチオール規制」の対象です。基本的には1から15の項に列挙された貨物や技術以外の貨物や技術がほとんど含まれており、これらは提供目的（用途）や提供相手（需要者）によって、許可の要否が決まります（キャッチオール規制については後述 Q 36～41以下参照）。

Q 9：輸出令別表第1、外為令別表、貨物等省令って、何を見ればいいのですか？

A 9：規制の対象となっている貨物・技術（輸出令別表第1、外為令別表ほか）を始め、関連の規定を盛り込んだ「安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係法令集」が販売されています。

また、経済産業省のHPに「安全保障貿易管理」のページがあり、この中に輸出令別表1・外為令別表と詳細を規定している貨物等省令が「貨物・技術のマトリックス表」として、Excel形式で掲載されています。

Excel形式なので、キーワード検索もできるので、便利です。

図1：「安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係法令集」と
経済産業省安全保障貿易管理HPのトップページ



「安全保障貿易管理関連貨物・
技術リスト及び関係法令集」



経済産業省安全保障貿易管理HPのトップページ

URL:<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>

Q10：ということは、「貨物・技術のマトリックス表」で、輸出予定の貨物や提供予定の技術を確認し、該当する場合には許可申請手続きを行うということですね。

A10：その通りです。

Q11：先ほど、研究のために貨物を海外に送る（輸出する）場合という説明がありましたが、具体的にはどのような場合が考えられますか？

A11：色々な場合が想定されますが、例えば研究のために金属性磁性材料を海外の研究機関に送付する場合を考えてみましょう。

金属性磁性材料は、輸出令別表1の5項（6）（貨物等省令第4条第八号）に規定されています。規制の対象となる金属磁性材料の仕様は貨物等省令に具体的に規定されています。

Q12：・・・ちょっと待ってください。どうすれば、金属性磁性材料が輸出令別表1の5項

（6）（貨物等省令第4条第八号）に規定されているって、分かるんですか？

A12：輸出令別表1に何が規制されているか概略が頭に入っていれば、別表1の何項に規定されているか見当が付きませんが、多少、慣れが必要です。

先ほど、説明した「法令集」と「輸出令別表第1・外為令別表用語索引集」を使って確認することはできますが、経済産業省HPの「安全保障貿易管理」のページに掲載されている「貨物・技術のマトリックス表」を使うとエクセルの検索機能を使って比較的簡単に確認することができるので、これを紹介しましょう。

経済産業省HPの「安全保障貿易管理」のページ（図1参照）、つまり、

URL: <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>にアクセスしていただき、「貨物・技術のマトリックス表」をクリックすると、以下の画面（図2参照）が表示されます。



図2：経済産業省安全保障貿易管理HPの「貨物・技術のマトリックス表」の画面



「貨物のマトリックス表」は輸出令別表1で規定する貨物と貨物等省令で規定する貨物の仕様を、「技術のマトリックス表」は外為令別表で規定する技術と貨物等省令で規定する技術の詳細を確認することができます。

また、技術は、輸出令別表1で規定する貨物の設計・製造・使用技術を中心に規定されていることから、技術の該非判定を行う場合、技術の対象となっている貨物の仕様（例えば、金属磁性材料の開発研究を行う場合、開発目標としている金属磁性材料の仕様）を「貨物のマトリックス表」で確認し、該当する場合には、その項番に該当する貨物の設計・製造・使用技術が外為令別表で規定されているかどうかを確認するわけです。この場合、「貨物のマトリックス表」と「技術のマトリックス表」を交互に見ながら確認することになるため面倒だったのですが、昨年11月から掲載された「貨物・技術の合体マトリックス表」を使用すれば、技術の確認が簡単にできますので、後で説明します。

まず、金属磁性材料が輸出令別表1のどこに規定されているのか確認するための具体的な手順を説明しましょう。

経済産業省HPの「安全保障貿易管理」のページ、つまり、
URL: <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>にアクセスしていただき、

「貨物・技術のマトリックス表」⇒「貨物のマトリックス表 (Excel版)」⇒検索（ツールバーの右端の「検索」）の順に操作いただき、画面（図3参照）の右下のオプションをクリックします。

図3



次に、「検索する文字列」に金属磁性材料と入力し、検索場所を「ブック」として「次を検索 (F)」をクリックすると、金属磁性材料という言葉が書かれているセルが表示されます。

図4

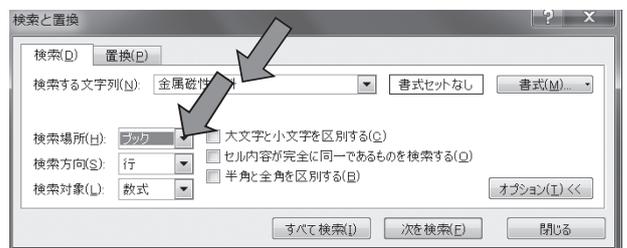


図5が検索した結果で、金属磁性材料という言葉が書かれているセルが表示されます。

表示されたセルから、金属磁性材料は、輸出令別表1の5項（6）、貨物等省令第4条第八号で規定されていることが分かります。ま

た、運用通達*に規定している解釈（規制される範囲や用語の意味）も同時に確認することができます。

(注) 運用通達は、正式には「輸出貿易管理令の運用について」といいます。

図5：貨物のマトリックス表

輸出貿易管理令別表 1		貨物等省令		解釈通達			(参考)関係するECCN番号
項番	項目	項番	項目	用語	解釈		
輸出令第5項(6)	金属性磁性材料	貨物等省令第4条第八号	金属性磁性材料であって、次のいずれかに該当するもの イ 比初透磁率が120,000以上のものであって、厚さが0.05ミリメートル以下のもの ロ 磁歪合金であって、次のいずれかに該当するもの （一）飽和磁気歪が0.0005を超えるもの （二）電気機械結合係数が0.8を超えるもの ハ ストリップ状のアモルファス合金又はナノクリスタル合金であって、次の（一）及び（二）に該当するもの （一）鉄、コバルト若しくはニッケルのいずれかの含有量又はこれらの含有量の合計が全重量の75パーセント以上のもの （二）飽和磁束密度が1.6テスラ以上のものであって、次のいずれかに該当するもの 1 厚さが0.02ミリメートル以下のもの 2 電気抵抗率が2マイクロオームメートル以上のもの	貨物等省令第4条第八号の金属性磁性材料	比初透磁率	磁化されていないものを除く。 比初透磁率の測定は、十分に焼純した材料にて行わなければならない。	1C003
				ナノクリスタル合金	X線回折で決定される結晶粒のサイズが50ナノメートル以下の材料をいう。		

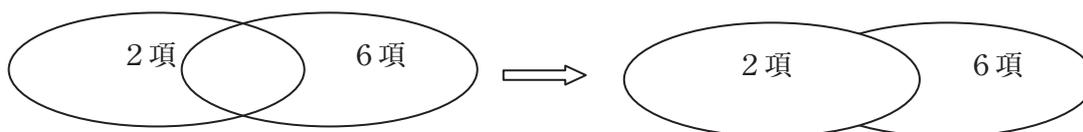
Q13：なるほど。これなら、あまり輸出令別表第1に関する知識がなくても、簡単に見つけることができますね。この作業で、何か注意することはありますか？

A13：法令上、使われている「用語」が必ずしも一般に使用されているものと同じという訳ではありません。例えば、「コンピュータ」は「電子計算機」、「IC」は集積回路、「インバータ」は「周波数変換器」、など、検索する「用語」を注意する必要があります。

このような注意事項も含めて、検索方法も掲載されているので、一度、経済産業省HPの「安全保障貿易管理」のページにアクセスしてみてください。

また、一部の貨物は複数の項番で規定されているので、注意が必要です。例えば、工作機械の場合は、2項と6項で規定されていますが、規定が重複している部分は2項が優先となります（図6参照）。

図6 工作機械の重複規定の扱い





検索して複数の項目に規定されている場合には、どの項目に該当することになるのか、確認する必要があるので注意しましょう。

Q14：ところで、どの項目に該当するのは、重要なのでしょうか？ どの項目に該当しても、該当は該当なのですから、同じだと思うのですが・・・。

A14：例えば、この例で言えば、2項は大量破壊兵器関連（原子力関連）貨物として規定され、6項は通常兵器関連貨物として規定されています。おっしゃるように輸出しようとする貨物がリスト規制該当の場合、外為法に基づく許可が必要になるということは同じです。

ただし、どの国に輸出するかによって、申請する際に提出する書類や包括許可（管理・手続編で説明）の適用に差があるので、注意する必要があります。

Q15：大学でも試験機材など貨物を輸出すること（具体的には研究の一環で海外に持ち出すこと等）があると聞いているのですが、今、教えていただいた手順で該非判定を行わなければならないのでしょうか？

A15：貨物の該非判定は、「貨物の機能や性能」が「輸出令別表第1」の規定に該当するかどうか確認を行う必要があるわけですが、「貨物の機能や性能」は製造メーカーが一番詳しいことから、外部から購入した貨物であれば製造メーカーに該非判定をお願いするのが一般的です。ただし、先生方が自作した測定機器などは自ら該非判定を行う必要があります。この場合は、自作した先生方に話を聞きながら、大学の担当部門自ら該非判定を行うこととなります。また、輸出する（海外に持ち出す）ことが決まってから、製造メーカーに問い合わせることで問題ありませんが、急ぎの案件の対応や、予め輸出することが想定されている機材等であれば、前もって該非判定を取り寄せておけば迅速な対応が可能になると思います。

Q16：海外から購入（輸入）した貨物を輸出する場合はどうすればよいのでしょうか？

A16：輸入者に確認或いは輸入者を通じて海外の製造メーカーに該非（リスト規制に該当するか否か）を確認することになります。仮に、日本向けに輸出する際のEU規制リスト番号やECCN番号（米国の輸出管理番号）が分かれば、経済産業省の「安全保障貿易管理」のページの「政省令—EU規制リスト対比表」や「貨物のマトリックス表」の一番右の欄を参考に、「輸出令別表第1」の番号を特定することも可能ですが、両者とも情報が若干古いので注意する必要があります。

（参考）

「政省令—EU規制リスト対比表」は政省令（2012年8月改正）とEU Dual-use List（2012年6月）の対比、「貨物のマトリックス表」の一番右の欄のECCN番号は2013年10月時点で公表されているものであり、最新版でないため注意が必要です。

Q17：貨物については分かりました。では、技術の提供の場合も同じように確認すればいいのでしょうか？

A17：技術の提供も考え方は同じです。技術は外為令別表と貨物等省令に規定されていますが、先ほど（A12）で説明したように、規制の対象となっている技術の多くが「該当する貨物を設計、製造又は使用する技術」であることから、輸出令別表1（貨物）の項番を引用して規定しています。

したがって、技術の該非判定を行う場合は、まず「どのような貨物」に関する技術なのかを確認して、次にその（貨物の）項目を引用して規定している外為令別表（貨物等省令）を確認する必要があります。

Q18：なるほど。でも、貨物の輸出令別表1と技術の外為令別表の両方を見て確認するのは大変そうですね。

A18：そうですね。そこで昨年11月に経済産業省のHPに掲載された「貨物・技術の合体マトリックス表」（図7参照）を使うと簡単に確認することができます。

URL:http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/kamotsu_ekimu_matrixfile.xls



Q19：便利そうですね。早速、経済産業省のHPを見てみます。

A19：外為令上、“技術”というプログラム（software）を含む概念となっているので、貨物等省令では、(1)プログラムを含む概念としての「技術」、(2)「技術（プログラムを除く）」、(3)「プログラム」という3通りの表現がされていますが、「貨物・技術の合体マトリックス表」では、技術にはプログラムを含めない形で記載されているので分かりやすいと思います。

【該非判定一応用編】

【係る技術と必要な技術】

Q20：もう少し、技術の該非判定について教えてください。

技術の規定をみると「・・・係る技術」「・・・技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれを超えるために必要な技術」「・・・必要な技術」と3つの異なる表現がありました。何が違うのでしょうか？

A20：う～ん、細かいところに気がつきましたね。説明は少しややこしくなりますが、順番に説明します。

まず、「・・・係る技術」ですが、「・・・に係る技術」ということで広く規制の対象になっていると考えてください。法令の構成上、外為令別表（政令）で規定の大枠を、貨物等省令（省令）で具体的な規定内容を決めていることから、外為令別表ではすべて「係る技術」と表現されています。

また、貨物等省令で「・・・係る技術」と規定されている場合、「・・・に係る技術」となりますから、対象となる技術は広く考える必要がありますが、貨物等省令で「係る技術」として規定されているのは、貨物の設計・製造技術が中心です（原子炉関連など一部の貨物では使用技術も係る技術として規定されています）。

次に、「・・・技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれを超えるために必要な技術」と「・・・必要な技術」

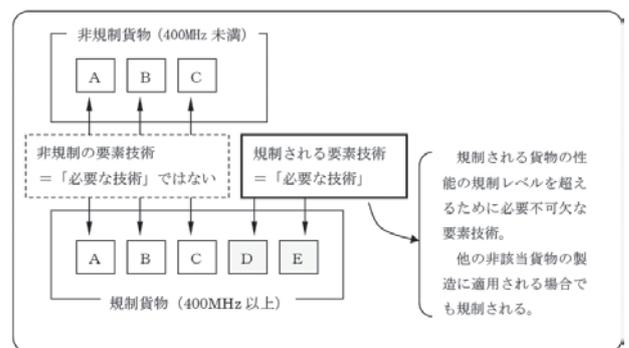
ですが、外為令別表2～4項では前者の表現、5～15項では後者の表現となっています。「必要な技術」の解釈として、解釈通達の中に「規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれを超えるために必要な技術をいう。」と説明されているので、両者は実質的に同じ規定と考えても差し支えないと思います。「係る技術」とは異なり、規制されている貨物の性能レベルや機能などに着目した規定ということになります。

Q21：難しいですね。具体的にはどう判断すればよいのでしょうか？

A21：判断に迷ったら経済産業省に問い合わせさせていただくしかないのですが、「係る技術」と規定されていたら「関連する技術は規制されている」と考え、「必要な技術」と規定されていたら「貨物の機能、性能（規定されているものに限る）などに関する技術かどうかを確認する」ということになります。

CISTECが発行している「輸出管理品目ガイドダンス 役務取引」のなかで「必要な技術」は次のように説明されています。

図9



現実の技術が図9のように必ずしもきれいに切り分けできるかどうか分かりませんが、規制の考え方はこのようになっています。この考え方を踏まえると、規制されている貨物の仕様を実現するために必要な技術が規制の対象となっているので、提供する技術がこれに当たるかどうか、確認することが必要です。

大学の場合、研究活動を通して留学生等に提供する技術が該非判定の対象となりますが、提供する個々の技術の内容は誰よりも先生方がよくご存じだと思います。一方で、輸出令・外為令といった法令関係に詳しい先生方は少ないと思います。まず、事務方が研究内容等から該当しそうな関連部分の規定を特定し、その規定を先生方に見ていただくなどして、該非判定を行うのが現実的であり、大学の場合、(もちろんどのような体制とするのかにもよりますが)事務方と先生方の協力体制の構築が不可欠だと思います。そのためには、学長等経営層の強いリーダーシップが求められています。

【基礎科学分野の研究活動】

Q22：技術の該非判定は、貨物のように性能などで機械的に判断できないということですね。よく分かりました。

ところで、経済産業省の安全保障貿易管理のHPを見たら、技術のQ&A46に以下のようなものがありました。大学では基礎的な研究を中心に行っているので、該当する機器の使用技術を提供しても手続き(許可申請)は必要ないと考えていいのでしょうか？

Q46：質問 2013/2/1

大学の研究室で基礎科学についての研究活動をおこなっていますが、このような研究活動に際して外為令の別表で規制されているような特定の貨物の使用技術を留学生や研究員に教える場合、外為法上の許可は必要になるのでしょうか。

A46：回答

基礎科学分野の研究活動の一環として、外為法の規制対象貨物の使用に関する技術等がどうしても必要になるようなケースは十分に

考えられます。このようなケースにおいて、必要最小限の範囲で使用される機器等の使用に関する技術等を提供することを目的とする取引については、「基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引」に該当するものと考えられ、外為法上の許可は必要ないものと解されます。

A22：勉強していますねえ～。確かにそのようなQ&Aが経済産業省のHPに掲載されています。ただし、1つ注意しなければいけないのは、対象となっているのが「基礎的な研究」ではなく、「基礎科学分野の研究活動」となっていることです。外為法では(役務通達*の中で)、「基礎科学分野の研究活動」を次のように定義しています。

(注) 役務通達は、正式には「外国為替及び外国貿易法第25条及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」といいます。

基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。

日本の輸出管理は、4つの国際輸出管理レジームに基づいて行われていますが、4つのレジームでは「基礎科学分野の研究」を次のように定義していて、外為法の定義はこれを受けたものとなっています。

“Basic scientific research”

Experimental or theoretical work undertaken principally to acquire new knowledge of the fundamental principles of phenomena and observable facts, not primarily directed toward a specific practical aim or objective.

Q23：大学等で留学生が行う研究は、「基礎科学分野の研究」ではないんですか？

A23：あくまでも個別の研究テーマや内容によって判断することになります。天文学、数学、物理学などは「基礎科学分野の研究」の定義に当



てはまると思いますが、例えば物理学科で行う研究であっても、超伝導体や新半導体の開発研究などは、研究の内容にもよりますが、「基礎科学分野の研究」に該当しない場合があるので、注意が必要です。

大学の先生方と話をする、大学の先生は自分の研究を「基礎的なもの」といいますが、その「基礎的」の意味は人それぞれです。

例えば、同じ先生に予算要求等の過程で「研究は、自然科学分野における現象の原理の究明で、特定の製品の設計や製造を目的としたものではない」と説明しているのかお聞きすると否定的に回答される場合があります。

確かに、大学で行う研究は「基礎的なもの」であるかもしれませんが、外為法上という「基礎科学分野の研究活動」は限定的なものであることを踏まえて、安易な類推で判断しないよう注意することが必要ですね。

Q24：質問が2つあります。1つは、研究内容が「基礎科学分野の研究活動」に当てはまる場合、経済産業省のHPに掲載されている技術のQ&A46（Q22参照）が適用できると思いますが、その場合の必要最小限の範囲、つまり、「許可を必要としない範囲」とはどのように考えればよいのでしょうか？ 2つ目は「基礎科学分野の研究活動」に該当しない場合、どうすればよいのでしょうか？

A24：技術のQ&A46の主旨は、貿易外省令の第9条第2項第十号で許可の例外扱いとなっている基礎科学分野の研究活動を行う上で必要なデータの取得のために提供する貨物の操作技術などが、Q&Aという「必要最小限」の範囲と考えればよいと思います。

「使用」には、操作、据付、保守・点検、修理、オーバーホール、分解修理が含まれると説明されています（役務通達参照）が、一般的には操作が中心でしょうね。

Q25：なるほど。

A25：通常は考えられないと思いますが、研究室の機器が壊れてしまい、この機器がないと研究できないので、修理するために修理技術を教え

るなど、「必要最小限」を拡大解釈しないようにする必要がありますね。（笑い）

判断に困る場合などは、経済産業省に相談することをお勧めします。

Q26：そうですね、だから「必要最小限」という表現を使っているんですね。

A26：貨物の設計・製造技術を提供するケースはあまりないとは思いますが、この経済産業省のQ&A46は使用技術を許可申請不要としているため、設計・製造技術を提供する場合には許可申請が必要になることがあるので注意しておく必要がありますね。

【基礎科学分野以外の研究活動と機器の操作】

Q27：Q24の2つ目の質問で、「基礎科学分野の研究活動」に該当しない場合、どうすればよいのでしょうか？

A27：「基礎的な研究」を「基礎科学分野の研究」と解釈する傾向があると思いますが、その理由は2つあると思います。

1つは「基礎科学分野の研究」の場合、許可申請が不要となるので、研究内容の該非判定をしなくてもよいこと、もう1つは研究を行う上で該当する使用技術を提供しても許可申請が不要となるため、機器の該非判定をしなくてもよいことだと思います。

したがって、「基礎科学分野の研究」ではなく、「基礎的な研究」と判断される場合は、研究内容の該非判定（正確には研究を行う上で提供する技術）と機器の使用技術を教える場合は当該使用技術の該非判定（使用する機器の該非判定）を行うということになります。

Q28：まず研究内容の該非判定ですが、A18で説明いただいた「貨物・技術の合体マトリクス表」を使うわけですね？

A28：そのとおりです。規制の対象になっている技術は貨物（モノ）の設計や製造、使用が中心になっていますので、「貨物・技術の合体マトリクス表」でまず研究の対象となっている貨物の該非判定を確認し、該当している場合はどのような技術が規制されているか確認します。

また、貨物が該当しない場合であっても技術が規制されることがあるので、「貨物・技術の合体マトリックス表」の下のほうに記載されている貨物の項番を引用していない技術の規定も確認するようにしてください。

この確認は、研究を担当する先生方の協力を仰ぐことが実効的です。

Q29：分かりました。でも研究を行う上で提供する機器の使用技術ですが、研究室の機器は研究室で使用するため、機器の（使用技術の）該非判定といわれても先生方も分からないと思うのですが……。留学生が研究を行う上で研究室にある機器を使うことは珍しいことではないでしょうし、留学生に機器の操作などを教えることが「技術の提供」に当たるのかが気になります。

A29：こうした疑問はもっともです。同じような疑問を持つ大学関係者が増えており、それは輸出管理制度がある程度浸透してきた証左でもあると思います。少し長くなりますが、順に説明したいと思います。「技術」のうち、「使用」とは、「操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理をいう」とされています。大学の研究室は修理屋ではありませんので、このうち大学の研究室で「使用」に関係する行為としては、「操作」なのではないかと思えます。理屈の上では、機器の操作方法を教えることは操作技術の提供に当たりますから、「使用の技術」の提供に当たります。

Q30：うわ～、そうすると、受け入れている留学生・研究生などについては、研究内容（どのような技術提供が考えられるか）に加えて、研究で使用する貨物（機器等）の使用技術の該非判定の確認を行い、使用技術が該当する場合には許可申請が必要となるということでしょうか？

A30：考え方はその通りですが、応用編の最初のところで、技術には「係る技術」として規定されている場合と「必要な技術」として規定されているものがあるという話がありました。又、その際、多くの場合、特に使用技術ですが、「必要な技術」として規定されていると説明し

ました。それを踏まえたうえで、経済産業省のHPに昨年11月に掲載された「大学・研究機関向けQ&A」を見てみましょう。

URL: <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigakuqanda/daigakuqanda.pdf>

(Q7) 研究室の留学生等が行う研究において、リスト規制に該当する貨物を用いて研究に必要なデータを計測する必要があります。多くのデータが必要になるため、留学生等に操作方法を教えようと思いますが、この場合、該当貨物の使用等に必要な技術として役務許可申請が必要となるのでしょうか。なお、留学生等の研究内容はリスト規制には該当しない基礎的な研究です。

(A7) 基本的に、「必要な技術」とは、規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術を行いますので、非該当貨物と同等の操作技術は、「必要な技術」には当たらないと考えられます。従って、大学の研究室で留学生等が行う研究で必要となる機器等の操作方法を教える程度のものであれば、一般的に、当該貨物の使用等に必要な技術には該当しないものと考えられます。

規制対象の技術が「必要な技術」と規定されている場合（武器や原子力を除いて一般的です）、「非該当貨物と同等の操作技術は、『必要な技術』には当たらない」とされています。そのうえで、「大学の研究室で留学生等が行う研究で必要となる機器等の操作方法を教える程度のものであれば、一般的に、当該貨物の使用等に必要な技術には該当しない」とも言われています。

したがって、「一般的に」ではありますが、留学生が研究を行う上で研究室の機器を使用して実験や観測を行うために、その機器の操作技術を提供するのであれば「必要な技術」を提供したことにはならないと考えてよいわけです。

Q31：ホッとしました。これでどんな機器を使って実験をしていようが別に気にすることはない



ということですね。

A31：そうですね。原子力専用品（原子炉など）など、一部の例外はありますが、該当する貨物の使用技術の多くが「必要な技術」と規定されています。

通常、貨物の使用技術の該非判定を行う場合、まず、使用する貨物の該非判定を行い、貨物が該当する場合、使用技術が規定されているかどうかを確認します。

一方、「大学・研究機関向けQ&A」のA7を見ると、留学生に研究を行うために機器の操作方法（＝操作技術）を教えるのであれば「必要な技術」を教えたことにはならないと記載されています。したがって、留学生に研究を行うために機器の操作方法（＝操作技術）を教えるのであれば、その機器の操作技術が「係る技術」として規定されている貨物*以外の貨物であることが確認できれば、貨物の該非判定を行わなくても、許可申請が必要ないと判断することもできます。

機器の操作技術が「係る技術」として規定されている貨物*

武器と軍用の化学製剤等を除いて、使用技術は、「操作、据付（現地据付を含む）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理」が規制対象となっています。

「操作」に限定すると、「係る技術」として規定されているのは、外為令別表2（1）貨物等省令第15条第1項第一号・第五号と外為令別表9（2）貨物等省令第21条第2項第六号になります。対象となっている貨物は2（1）の原子力関連では、原子炉、核燃料物質の成型用装置などで、9（2）の通信関連では「レーザーを用いた通信技術であって、信号を自動的に受信及び追跡し、かつ、大気圏外又は水中との通信を行うことができるもの」等で、留学生が研究を行う上で使用するケースはあまりないと思います。

他方で、研究内容が先ほど話をした、リスト規制に該当する金属磁性材料の開発に当たる研究であれば、機器の使用技術の提供以前の問題として、こうした研究内容自体が、「設計」や「製造」に当たる技術の提供として規制される可能性があります。

あと、稀だとは思いますが、武器や原子力のように「係る技術」で規制される場合は、上記

のQ&Aで判断することはできませんので、原則に戻って、操作方法を教えることも技術の提供に当たるため、該非判定が必要になります。

Q32：ということは、通常は、実験で使う機材に神経をすり減らすより、具体的な研究内容に着目せよ、ということですね。

A32：そのとおりです。

Q33：似たような話としてスーパーコンピュータの使用技術があります。規制されるコンピュータの性能は上がりましたが、規制の対象となっているスーパーコンピュータは学内にもありません。

このスーパーコンピュータの使用に当たってはこれまで厳密に管理し、留学生等には使用させなかったのですが、今の事例から類推すると、規制対象のコンピュータ上で非該当のアプリケーションプログラムを使うだけの場合、つまり、パソコン上でWordを使用するイメージですが、この場合も使用技術の提供には当たらないと考えてよいでしょうか？

A33：いいと思います。

ただし、スパコンの場合、経済産業省のHPの「大学・研究機関向けQ&A」では、「操作マニュアル等が該当技術であれば役務許可申請が必要です。」と説明されているので注意する必要があります。

また、海外からインターネットを経由してスーパーコンピュータを使用させる場合には、一定の注意が必要になります。なぜなら、コンピュータで計算等を行った結果は、インターネット回線を経由して電子的に使用者に送られることになるからで、これは技術データの提供に当たるからです。

Q34：でも、電子的に送られる技術データのチェックを行うことは事実上難しいのではないのでしょうか？

A34：おっしゃる通りです。通常、大学でスーパーコンピュータを使用させる場合、セキュリティ等の観点から、「誰に何の目的で使用させるのか」を確認した上で使用を認めているのではな

いかと思います。この確認を行う際に、輸出管理上の確認も併せて行うのが現実的な管理ではないかと思います。

Q35:「基礎的な研究」を「基礎科学分野の研究活動」に判断してしまっただけではいけないと同時に、反対に先生方からは「〇〇の研究は××の製造にも使い得る」と広範な利用可能性を指摘されることがあります。「××」が軍事用途だったりすることもあります。特に、基礎的な研究であれば、その応用範囲も広いのでどこまで確認したらいいのか、きりがありません。

A35:どこまでと一概に言えるものではありませんが、あるモノの設計・製造技術に当たる研究であるかどうかは、基本的にはその研究の直接の目的から判断したらいいと思います。その先の応用は別途の研究が必要なはずですから、そのときに確認するということになるかと思いません。

【キャッチオール規制—大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制】

Q36:冒頭の説明(A8)でリスト規制とキャッチオール規制があると説明いただきました。また、その際、「提供目的(用途)や提供相手(需要者)によって、許可の要否が決まります。」という説明がありましたが、もう少し具体的に教えていただけますか?

A36:輸出令別表1(貨物)・外為令別表(技術)のそれぞれ16項に規定されているものがキャッチオール規制の対象で、食料品や木材など含まれないものもありますが、リスト規制の仕様や機能に満たないもの(例えば、工作機械であって直線軸の位置決め精度が悪く、リスト規制に該当しないものなど)も含めてほとんどの貨物・技術が含まれると考えてください。

リスト規制を説明する際、規制(輸出令別表

1(貨物)・外為令別表(技術))に該当すれば許可申請が必要であると説明しますが、これは「リスト規制に該当しない場合は許可申請が不要である。」ことを意味するかという点と違います。キャッチオール規制とは、リスト規制に該当しない貨物や技術であっても、用途や需要者に懸念がある場合は、許可申請を行うというものです。

Q37:需要者や用途に懸念があるということはどういうことですか?

A37:キャッチオール規制は、大量破壊兵器キャッチオールと通常兵器キャッチオールがありますが、大量破壊兵器等と通常兵器は以下のように整理されます。

(少しややこしいですが、大量破壊兵器キャッチオールでは大量破壊兵器等が対象になります。)

大量破壊兵器等:核兵器、生物・化学兵器とこれ
を運搬するためのミサイル

通常兵器:大量破壊兵器以外の兵器

大量破壊兵器キャッチオールでは、

- 用途に懸念がある場合
- 需要者に懸念がある場合
- 経済産業大臣から許可申請するように通知を受けた場合

に許可申請が必要です。

また、通常兵器キャッチオールでは、

- 用途に懸念がある場合(国連武器禁輸国・地域のみ対象)
- 経済産業大臣から許可申請するように通知を受けた場合

に許可申請が必要になります。具体的な考え方は以下(次頁)のとおりです。

なお、ホワイト国*と呼ばれる27カ国には適用されません。



	大量破壊兵器キャッチオール	通常兵器キャッチオール
用途に懸念がある場合	契約書など輸出者が入手した文書等に大量破壊兵器等の開発・製造・使用・貯蔵や核原料／核燃料物質の開発等に用いられることが記載されているとき、又は連絡を受けたとき	契約書など輸出者が入手した文書等に武器（輸出貿易管理令別表1の1項）の開発・製造・使用に用いられることが記載されているとき、又は連絡を受けたとき 国連武器禁輸国・地域に限る*
需要者に懸念がある場合	パンフレットなど輸出者が入手した文書等に需要者が大量破壊兵器の開発等を行う旨記載若しくは連絡を受けたとき、又は経済産業省が公表している外国ユーザーリストに掲載されているとき	—
経済産業大臣から許可申請するように連絡を受けた場合	←	←

—ホワイト国とは、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国の27カ国をいいます。（平成27年6月時点）

—国連武器禁輸国・地域とは、アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダンをいいます。（平成27年6月時点）

Q38：複雑ですね・・・。

A38：確かに複雑ですが、要は、貨物の輸出、技術の提供を行う場合、リスト規制に該当しない場合であっても、「用途」と「需要者」に気をつけて、経済産業大臣から連絡があったら許可申請を行うということです。

Q39：簡単にいいますねえ・・・。

A39：まず、貨物の輸出ですが、大学で先生方が貨物、例えばサンプルや機材などを輸出する場合、通常の商取引とは異なり、一定の目的を持った輸出になるのではないかと思います。したがって、貨物の用途を確認するのはそれほど難しくないとはいえず、もちろん、先生方の協力は必要ですが・・・。

それでも用途が不明な場合はどうするかですが、管理上、用途を確認してもらうことが必要ですから、用途を確認し、それを記録として残しておけば、キャッチオール規制の確認はきちんと行ったエビデンスになるわけですから。

Q40：大学から貨物を輸出する場合、大量破壊兵器等や通常兵器の開発などに関係する用途で輸

出することはないと考えていますが、例えば、経済産業省が公開している外国ユーザーリストに掲載されている大学の先生に貨物を輸出する場合はどう考えればよいのでしょうか？

A40：外国ユーザーリストに掲載されている大学は、詳細は不明ですが、大量破壊兵器等の開発などに関する情報があると考えられます。一方で、制度上、大量破壊兵器等の開発などに用いられないことが明らかな場合は許可申請が不要となっています。

外国ユーザーリストに掲載されている大学は、大学名（+別名）と懸念区分が掲載されているのみですから、貨物を大学の誰（需要者）宛に、どのような用途に使用するために輸出するのかを確認し、「大量破壊兵器等の開発などに用いられないことが明らか」であることを確認することになると思います。その際、需要者や需要者が所属する研究室がどのような研究を行っているのかを確認し、記録に残しておくことも重要です。

Q41：外国ユーザーリスト掲載大学を卒業した学生を留学生として受け入れる場合にも同様の確

認が必要でしょうか。

A41：外国ユーザーリスト掲載大学の卒業生に仮に技術を提供するとしても、それは必ずしも外国ユーザーリスト掲載大学に対する技術提供とはならないことは分かりますよね。ですから、一般論としては、外国ユーザーリスト掲載大学卒業だからといって、ことさら他の留学生と異なる扱いをする必要はありません。他方で、外国ユーザーリスト掲載大学は、大量破壊兵器等に関する研究を行っている可能性がある組織ですので、当該留学生がそうした兵器等の研究に従事していたことがあるかどうか等を慎重に確認することは当然のことです。ただし、こうした確認は、外国ユーザーリスト掲載大学の卒業生に限らないことかと思えます。

(管理・手続編)

Q42：リスト規制・キャッチオール規制は分かりました。

許可申請が必要かどうかチェックし、必要な場合は許可申請を行うということですね。私の大学にも、「安全保障輸出管理規程」が制定されていますが、他の大学でも同じように管理しているのでしょうか？

A42：平成22年4月から、大学でも輸出者等遵守基準に基づいて、管理を行うことが義務化されました（A5、6参照）。

これによって、大学は、最低でも該非判定を行う責任者の選任と最新の関係法令の周知が義務化されました。また、工学部などを持つ大学では、これに加えて統括責任者の選定や規程の制定・運用といったような形での輸出管理の体制整備が義務化されています。

大学での運用を考えると、制度を理解している人材と先生方の協力を得るための人材の確保が重要ですね。

Q43：なるほど、大学でも輸出管理は法令上で義務付けられているんですね。ところで、前任者の引き継ぎ資料を見たら、留学生受入れのところで、外国人は、来日してから6ヶ月を経過すると居住者扱いになるという記載がありまし

た。外為法上、居住者から非居住者に対する技術提供を規制しているのであれば、留学生等が来日してから6ヶ月を経過すれば居住者扱いとなるので、技術提供の管理は不要になると考えてよいのでしょうか？

A43：共同研究などの一環として受け入れる研究者等は別ですが、通常の留学生等は来日後6ヶ月を経過すれば、居住者扱いとなります。では、来日後、6ヶ月を経過すれば「管理は不要か」というと、答えは「ノー」で、一定の管理は必要です。居住者扱いになれば、今度は自らが提供者として技術の提供に当たり許可が必要な場面も考えられますし、居住者扱いになった留学生等が帰国時に技術資料を持ち出す場合なども、許可が必要になる場合があるからです。この場合、効率的に管理を行うためには、大学側は留学生等にどのような技術を提供するのか、その技術は許可申請が必要か、を確認しておき、必要に応じて、留学生等に注意喚起するのが現実的だと思います。そうでないと、輸出管理に関係ない研究を行っている留学生等にも技術資料の持ち出し等の注意喚起を行うことになりかねず、現実的ではありません。

Q44：でも、留学生等帰国時に技術資料を持ち出すのを管理するのは難しいと思うのですが・・・。

A44：確かに、留学生等が一時的なものも含めて帰国する際に、持ち物検査をするといったことは現実的ではありませんので、留学生に提供する技術が、規制対象技術である場合には、海外に持ち出す際に許可が必要になるということを技術を提供する側の先生方や留学生等に注意喚起し、必要に応じて許可申請を行う、また、不明な場合には相談を行うよう指導するという対応になると思います。

こういった対応は必要な場合（規制対象技術の場合）に行うのが、効率的ですし、先生方の協力も得やすいと思います。

したがって、来日後6カ月を経過した留学生等に対する技術提供は管理不要とするのではなく、できる範囲での管理が必要ですね。



以下に示した表は、留学生等（個人としてみる場合）の居住性とどのような管理を行うかを整理したものです。

(参考)

留学生に対する技術提供の管理

留学生の居住性	日本に入国後		帰国	
	0	6ヶ月	居住者	非居住者
大学における管理	許可申請が必要かどうか確認し、必要であれば許可を取得。	資料の持出規制等に抵触しないよう留学生に対する注意喚起、情報管理など。	許可申請が必要かどうか確認し、必要であれば許可を取得。	許可申請が必要かどうか確認し、必要であれば許可を取得。
リスト規制技術 (外為令別表1~15項に規定) 規制対象貨物の設計・製造技術が中心。 特定のプログラムも規制の対象。	居住者から非居住者への技術提供となるため、提供する前に許可申請が必要。 (許可が必要なだけで、禁止されている訳ではない。)	入国後6ヶ月を超えると 居住者扱い となるため、留学生に対する技術提供の許可申請は不要。 ただし、当該留学生(居住者扱い)が一時帰国する際や、帰国時の技術情報の持出し(帰国後技術提供しない場合を除く)などは許可申請が必要。	帰国後の留学生に技術資料を提供する場合などは許可申請が必要。	帰国後の留学生に技術資料を提供する場合などは許可申請が必要となる場合がある。
キャッチオール規制技術 (外為令別表16項に規定) リスト規制に該当しない貨物の設計・製造が規制の対象。	提供する技術が大量破壊兵器等に利用されるおそれがある場合に許可申請が必要。 (留学生等から提出された資料で判明したとき。)	同上		
規制対象外の技術 一 食料品、木材、家具など 二 人文科学、社会科学など	---	---	---	---

Q45：わかりました。来日後6カ月を経過しても一定の管理が必要ということですね。

ところで、外国人の場合、「本邦内にある事務所に勤務する者」は居住者として扱う、つまり、雇用すれば居住者扱いになると聞いたことがあるのですが、居住性の判断が難しいケースもあります。例えば、外国の研究機関に所属する(雇用されている)研究者を大学で雇用する場合などですが、どう考えたらいいのでしょうか？

A45：居住性の判断は、財務省(当時大蔵省)通達(昭和55年11月29日)で判断することになりますが、確かに難しい事例ですね。通達に記載されている以上の一般的な解釈は公表されていませんから、個別に当局(経済産業省)に確認

していくことになると思います。ここは事務方の腕の見せ所です。先生方からは、「事務方が面倒がって対応してくれない」といった不満も聞かれます。是非、いわずに確認し、その結果を記録しておくといいと思います。

ただ、管理上からは、安全サイドに判断しておくという選択肢もあると思います。単に安全サイドという以上に、実務上、居住者と非居住者の区別にあまり神経をすり減らすことに実益はありません。先ほども御説明したように、居住者になっても自らが提供者になる場合として管理が求められるケースは十分にあり得ますので、居住者であるか、非居住者であるかに関わらず、技術情報の管理は必要と言えます。さらに言えば、日本人の研究者にも管理が求められ

ることになりますので、「留学生の管理」という管理対象の規定自体が必ずしも正確ではないかもしれません。研究室の技術情報の管理という形で考えた方がより実効的な管理となるかもしれません。

ついでですので、簡単に説明した内容をまとめると、

- ① 非居住者（来日後6ヶ月未満の留学生等）への技術提供は輸出管理が必要
- ② 居住者（日本人の研究者や来日後6ヶ月以上経過した留学生等）は、自らが外国や非居住者に技術を提供する場合、「提供者」としての輸出管理が必要
- ③ 留学生等が帰国する際、その持ち帰る技術情報も許可が必要な場合がある
となります。①～③までの行為を事務方が全て把握していると想定するのは、明らかに非現実的です。研究室への注意喚起がまずは求められるかと思えますし、先生方が気が付いた際の相談先を周知しておくことも重要かと思えます。

Q46：話は変わりますが、「公知の技術」の特例が適用できる場合には、該非判定も不要だと聞いたのですが本当ですか。

A46：本当です。ただし、注意が必要です。確かに「不特定多数の者」が入手可能な技術であれば、「公知の技術」として、リスト規制に該当する技術であったとしても許可は不要です。したがって、該非判定は不要です。次に、注意点を順に申し上げます。

- ① 多くの輸出管理内部規程では、該非判定をした後に「公知の技術」等の例外規定の適用可否を判断するという規程になっていますし、この順は法令の組み立てに忠実なものです。しかし、規程がこうなっている以上、先に該非判定が求められてしまいますので、まずは規程で「公知の技術」の例外の適用可否を該非判定よりも先に確認できるような規程にしておく必要があります。
- ② 「公知の技術」の例外規定を適用した場合には、必ず「公知」であることを示す記録（証拠）を残しておきましょう。例えば、「公知」

と示せる学会誌の抜粋や学会の案内等が考えられます。

Q47：学術誌に寄稿することも「公知」と聞きましたが、寄稿した時点ではまだ「公知」になっていないのではありませんか。

A47：投稿した学術誌が「不特定多数の者」が入手可能（読むことができる）であれば、そうした学術誌への投稿は「不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引」とされ、やはり許可不要です。

ただし、一点注意があります。投稿行為が許可不要だけであり、投稿した原稿に含まれている技術情報は「公知」にはなっていません。したがって、学術誌に掲載されるまでは「公知の技術」にはなっていません。また、投稿したものの、査読等で掲載されなかった場合も「公知」にはなりません。その場合は、投稿した原稿に含まれている技術情報を提供する場合は、一般的な技術の提供と同じ管理が求められることになります。

Q48：これまで、提供する技術が該当かどうかといった観点を中心にお話しを聞いてきたのですが、提供する技術が該当で、許可申請が必要だった場合、書類の準備や手続きは大変なのでしょうか？

A48：申請の対象となる許可の種類はいつくかあります（下記（次頁）の表参照）が、大学の場合、「個別許可」又は「一般包括許可（ホワイト包括）」の申請を行うことになると思います。「個別許可」は個別の事案毎に許可を得るもの、一般包括許可（ホワイト包括）は対象地域、対象貨物／技術に限定があるものの、一定期間一括して許可を得るものです。



(包括許可の種類)

特別一般包括許可 (特一包括)	貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、非ホワイト国向けを念んだ一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度
一般包括許可 (ホワイト包括)	貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、電子申請を前提とし、ホワイト国向けを限定に一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度
特定包括許可	継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出を包括的に許可する制度
特別返品等包括許可	本邦において使用するために輸入された輸出令別表第1の1項に該当する物(武器)又はその物に内蔵された外為令別表の1項に該当する技術(プログラム)であって、不具合による返品、修理又は異品のためのみに輸出する物や技術について一括して許可する制度
特定子会社包括許可	我が国企業の子会社向け(50%超資本)に対する一定の品目の輸出について包括的に許可する制度

Q49: では、一括して許可を得られる「一般包括許可(ホワイト包括)」から少し詳しく説明いただけますか?

A49: 分かりました。まず、一般包括許可の対象地域ですが、ホワイト国と呼ばれる27カ国が対象で具体的には次の通りです。
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリ

ア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

次に、対象となる貨物/技術ですが、経済産業省の安全保障貿易管理のHPに掲載されている以下のアドレスにアクセスいただき、貨物包括マトリックス、役務包括マトリックスの中で「一般」と書かれているのが対象となる貨物/技術です。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply13.html>

貨物包括許可マトリックス

[2の項]

輸出令別表第1項番	仕向地			
	い地域①	い地域②	ろ地域 (ち地域を除く)	ち地域
輸出令別表第1の2の項(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第1号、第2号、第4号又は第5号(第4号口に該当するものを除く)に該当するもの	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの(試薬又は標準物質として使用されるものに限る。)のうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のもの	特別一般一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号口に該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、核燃料物質の成型加工用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、リチウムの同位元素の分離用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	-

ホワイト国

一般包括輸出許可の対象となる貨物

役務包括許可マトリックス

[2の項]				
提供地 外為令別表項番	い地域①	い地域②	る地域 (ち地域を 除く)	ち地域
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの				
輸出令別表第1の2の項(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第1号、第2号、第4号又は第5号(第4号ロに該当するものを除く)に該当するもの	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号ロに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、核燃料物質の成型加工用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	-	-	-	-
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、リチウムの同位元素の分離用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	-
輸出令別表第1の2の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第7号に該当するもの	-	-	-	-

ホワイト国

一般包括役務許可の対象となる技術

なお、「一般包括許可（ホワイト包括）」は電子申請限定となっているため、NACCS（貿易管理サブシステム）にアクセスして手続きを行うこととなりますが、申請に当たっては、先に説明した統括責任者を選任するなど管理体制整備は必要ですが、比較的簡単に取得することができるので以下のアドレスにアクセスしてみてください。限定的な包括許可ですが、あると便利だと思います。

<http://www.meti.go.jp/policy/jetras/ejetraaj.html>

Q50：一度、アクセスしてみます。

現時点では、まだ「一般包括許可（ホワイト包括）」を取得していないので、仮に、留学生等に提供するリスト規制該当技術を提供することになったら、「個別許可」を取得することになるのだと思いますが、どのような書類を準備し、どこに申請すればよいのでしょうか？

A50：どの国からの留学生か、提供する技術は何項に該当するのか、によって必要となる書類、申請窓口は異なります。

まずは、提供する技術の該非判定を行った上で、以下の手順でMETI / HPにアクセスするのが分かりやすいと思います。

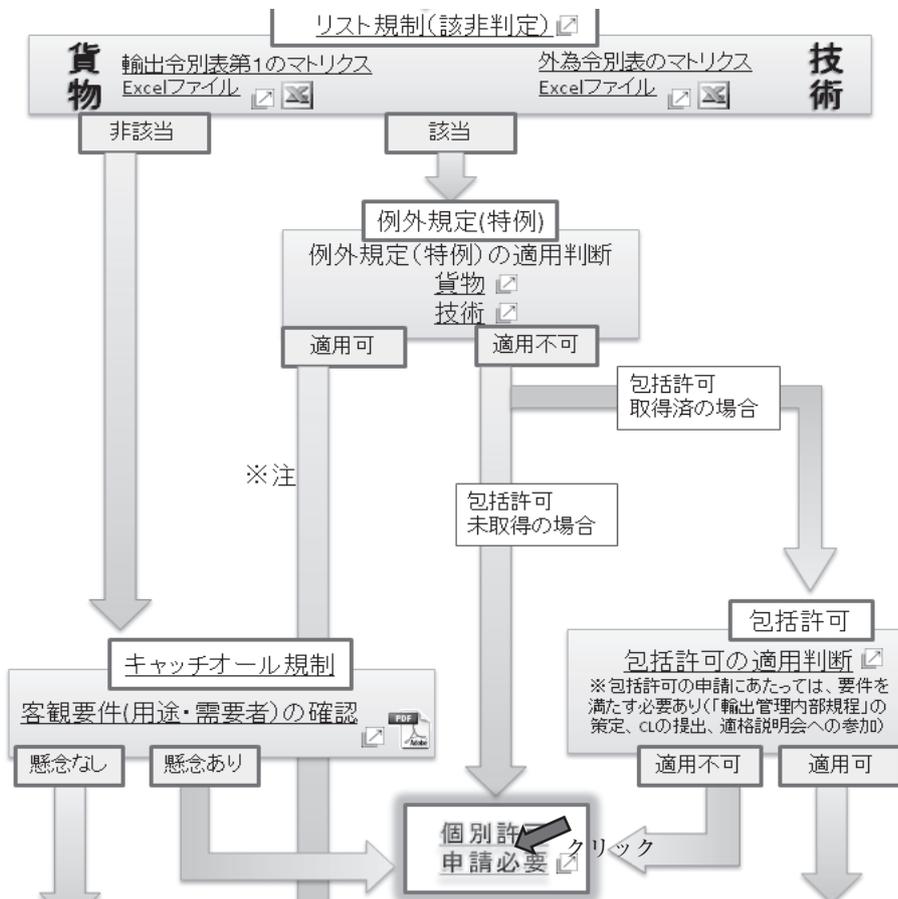


①経済産業省の安全保障貿易管理のページ

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html

②申請手続きのフローのページ

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply01.html



③個別許可申請のページ

個別許可申請

【許可申請手続き】(平成24年4月1日以降)

貨物・技術どちらかをクリック

■ 申請書類

・ [貨物](#) ・ [技術](#)

(参考) [国・地域の分類表](#)

■ 提出方法

窓口申請	安全保障貿易審査課、経済産業局 ※窓口は上記 申請書類のページでご確認ください
電子申請	NACCSホームページをご覧ください
郵送申請	留意事項・取扱い等をご確認ください

④技術をクリックした例

項目ごとに、「提供先国」「提出書類」「申請窓口」が掲載されており、例えば「提出書類TB1」をクリックすると、提出書類（フォーマットも確認できる）や必要に応じて提出を求められる書類が具体的に確認できるようになっています。

外為令別表の該当項番		提供先国	提出書類	申請窓口
1項	1項 輸出令別表第1の1項中欄に掲げる (以下「別1-各項番」と表記) 貨物 に係る技術	全地域	TE	本省
	2項(1) 別1-2(1)~(8)、(10)、 (10の2)の貨物であって、 ・貨物等省令1条1号~5号(ただし、 貨物等省令第1条第3号であって 試薬又は標準物質として使用されるもの 及び第四号口を除く。) ・第六号(核燃料物質の成型加工用の 装置に限る。) ・第七号 ・第八号イ、第十号イ、第十号の二、 第十号の三 に該当する貨物に係る技術	い地域①	TB1	本省
		い地域②	TB1	本省
		ろ地域	TC	本省
	2項(1) 別1-2(3)、(4)、(6)、 (8)、(10)の貨物であって、 ・貨物等省令1条第3号(試薬又は 標準物質として使用されるもの)(使用 に係る技術に限る。) ・第四号口 ・第六号(リチウムの同位元素の分離 用装置に限る。)	い地域①	TA	経済産業局



Q51：なるほど。手順さえ覚えれば、比較的簡単に提出書類や申請窓口が分かりますね。

A51：法令集（日本機械輸出組合）にも同様の内容が掲載されていますが、慣れないと掲載されているページを探すのに時間がかかると思いますので、HPを見ていただくのがいいと思います。

Q52：参考になりました。概略は理解できたと思います。

A52：困ったことなどがあったら、また、続きをやりましょう。